



福島医発第64号(地)

平成23年 4月 8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
利用料等の取扱いについて(平成23年3月25日現在)(介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う被災者に係る利用料等の取扱いにつきましては、平成23年3月22日付け福島医発第2543号(地)「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて及び転入者に係る被保険者資格の認定について(介護関係)」にてお知らせしているところですが、その後3月22日、23日、24日に厚生労働省よりそれぞれ追加の事務連絡として、被災者の方の利用料等の取り扱いに係る内容の追加および対象者の拡大に関する情報が発出されました。

本件は、介護サービス利用者の方の利用料の減免および支払いの猶予等について示されており、本年3月25日現在での対象者は下記の方々とされております。

◆災害救助法の適用市町村のうち、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の被災市町村(詳細は参考として別紙1参照)に住所を有する介護保険法の被保険者であり、

- ・当該被保険者が、①住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
②他の市町村に転入した場合 ③業務を廃止し、または休止した場合 ④失職し、現在収入がない場合
- ・当該被保険者の世帯の生計を主として維持するものが、①住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合 ②死亡した場合 ③心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少した場合 ④行方が不明である場合 ⑤業務を廃止し、または休止した場合 ⑥失職し、現在収入がない場合
- ・被保険者が、原子力災害対策特別措置法 第15条第3項の規定による、非難のため

の立ち退き・屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため退避を行っている旨の申し立てを行った場合。

なお、3月22日付け事務連絡においては、別途Q&Aが添付されておりますが、本Q&Aはあくまで現時点での暫定版であり、今後も新たなQ&Aが発出される予定となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

(介 43)

平成 23 年 3 月 29 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
利用料等の取扱いについて（平成 23 年 3 月 25 日現在）（介護関係）

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う被災者に係る利用料等の取扱いにつきましては、本年 3 月 18 日付（介 32）「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて及び転入者に係る被保険者資格の認定について（介護関係）」にてお知らせしているところでありますが、その後 3 月 22 日、23 日、24 日に厚生労働省よりそれぞれ追加の事務連絡として、被災者の方の利用料等の取り扱いに係る内容の追加および対象者の拡大に関する情報が発出されました。

本件は、介護サービス利用者の方の利用料の減免および支払いの猶予等について示されており、本年 3 月 25 日現在での対象者は下記の方々とされております。

- ◆災害救助法の適用市町村のうち、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の被災市町村（詳細は参考として添付の 3 月 18 日付（介 32）3 頁参照）に住所を有する介護保険法の被保険者であり、
- ・当該被保険者が、①住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
②他の市町村に転入した場合 ③業務を廃止し、または休止した場合 ④失職し、現在収入がない場合
- ・当該被保険者の世帯の生計を主として維持する者が、①住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合 ②死亡した場合 ③心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少した場合 ④行方が不明である場合 ⑤業務を廃止し、または休止した場合 ⑥失職し、現在収入がない場合
- ・被保険者が、原子力災害対策特別措置法 第 15 条第 3 項の規定による、避難のための

立ち退き・屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため退避を行っている旨の申し立てを行った場合。

なお、3月22日付け事務連絡においては、別途 Q&A が添付されておりますが、本 Q&A はあくまで現時点での暫定版であり、今後も新たな Q&A が発出される予定となっております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて
(平 23. 3. 24 厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課 事務連絡)
- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて
(平 23. 3. 23 厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課 事務連絡)
- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて
(平 23. 3. 22 厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課 事務連絡)
- ・【参考】平 23. 3. 18 (介 32) 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて及び転入者に係る被保険者資格の認定について (介護関係)」より、利用料の取扱いに関する部分の一部抜粋

以上

事 務 連 絡
平成23年3月24日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについては、これまで「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月17日、22日及び23日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により利用料の減免及び猶予についてお示しするとともに、保険者の判断により被保険者の利用料の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いしているところです。

このたび、あらためて下記のとおり対象者の範囲を拡大することとしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 対象者について

被保険者が、東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、

- ① 当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ② 当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- の申し立てを行った場合でも、同様に取り扱うものであること。

2 保険者による確認について

被保険者が申し立てた事項については、後日、保険者から当該被保険者に対し内容の確認が行われることがある旨を当該被保険者に周知するようご協力いただきたい。

3 サービス事業所等における介護報酬の請求について

1に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

事 務 連 絡
平成23年3月22日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについては、これまで「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「3月17日付け事務連絡」という。）により利用料の減免及び猶予についてお示ししているところですが、各保険者においては、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、当該被保険者の利用料の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いします。

なお、利用料減免に関する保険者への財政支援について、現在検討をしているところです。

また、このたび、3月17日付け事務連絡の内容について下記のとおり内容を追加するとともに、別添のとおり疑義解釈をまとめましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1. 転入者に係る利用料等の取扱いについて

被災市町村に住所を有する被保険者であって、住家、家財等について著しい損害を受けた場合等については、3月17日付け事務連絡において、利用料等の支払いを猶予することができる旨を示しているが、当該被保険者が他の市町村に転入した場合でも、同様に扱うものであること。

2. 原子力災害対策特別措置法による避難者等について

被保険者の申し立てについては、住家、家財等について著しい損害を受けた場合等について、3月17日付け事務連絡において、利用料等の支払いを猶予することができる旨を示しているが、当該被保険者が、

- ① 主たる生計維持者の行方が不明である旨、
- ② 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立ち退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行った旨

の申し立てを行った場合でも、同様に取り扱うものであること。

ただし、①の場合は5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、②の場合は5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。

3 転入者等に係るサービス事業所等における介護報酬の請求について

1又は2に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

4 介護保険施設等の食費及び居住費に係る利用者負担額の減免について

3月17日付け事務連絡において受領を猶予することができることとした「利用料等」には介護保険施設等における食費及び居住費が含まれている。介護保険施設等の事業者におかれては、食費及び居住費を受領することを猶予することについても、配慮をお願いする。

なお、保険者が介護保険施設等の食費及び居住費の利用者負担額の減免を行うことを可能とするための立法措置を検討しており、さらに当該減免額については、保険者への財政支援を検討していること。

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う介護報酬上の取り扱いについて
(疑義解釈)

1. 東北地方太平洋地震及び長野県北部の地震による災害発生に伴う介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同介護、通所介護及び通所リハビリテーションの定員超過利用については「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」(平成23年3月11日付事務連絡)において、介護報酬上、柔軟な取扱いを可能とあるが、定員超過利用による減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。

2. 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については「東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」(平成23年3月18日付事務連絡)において、介護報酬上、柔軟な取扱いを可能とありますが、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算(看護体制加算等)や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(個別機能訓練加算等)についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする。

3. 被災のために避難所や避難先の家庭等で生活している場合における診療報酬における訪問看護診療費の取扱いについては「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」(平成23年3月15日付事務連絡)において、算定を可能とする取扱いであるが、介護報酬における訪問看護費の取扱いはどうか。

(答)

「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」(平成23年3月15日付事務連絡)にあるように、同様の取扱いが可能である。

8. 介護保険施設等の建物が全半壊し、これに代替する仮設の建物等を利用してサービスの提供を行う場合、当該サービス提供にかかる費用を保険給付することは可能か。

(答)

介護保険事業所である介護サービス事業所の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設介護サービス事業所」という。）においてサービスを提供する場合、当該仮設介護サービス事業所において提供するサービスと、これまで提供していたサービスとの間に継続性が認められる場合、保険給付することは可能である。

9. 東北地方太平洋地震及び長野県北部の地震又は東京電力・東北電力による計画停電の影響により、一時的に通所介護事業所の職員（訪問介護員 2 級課程修了者）を訪問介護に従事させる等の対応は可能か。

(答)

上記については、介護保険法第 75 条に規定する変更届の届け出事由に該当するものであるが、「運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は 1 年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨、平成 11 年 4 月 20 日の全国課長会議においても周知しているところであり、都道府県にあっては、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービスの確保に努められたい。

10. 職員が、被災地で健康相談等のボランティアを行った場合や、計画停電の影響により出勤できなかったケースについて、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。なお、通所介護事業所の看護職員については、不在の場合であっても、他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るよう努めること。

11. 訪問介護の特定事業所加算や訪問入浴介護等のサービス提供体制強化加算の算定要件である、定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、被災地等においては困難を生じる場合があるが、取扱如何。

(答)

今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能とする。

16. 利用者が市区町村を越えて避難した場合、介護予防訪問介護等の報酬は日割り計算が可能か。

(答)

同一保険者内のサービス事業者の変更に準じて日割り計算を行うこととする。

17. 避難を要する市町村の要介護者が避難先市町村の地域密着型サービスを利用する場合の市町村同意等の取扱いはどうなるのか。

(答)

避難先である市町村に所在する地域密着型サービス事業所においては、既に緊急的対応として避難を要する市町村の要介護者を受け入れ、必要な介護サービスを提供されているところである。こうしたサービスの利用に当たっては、本来、事業所所在市町村の同意と避難を要する市町村の事業所指定を必要とするところであるが、災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、受け入れ元と受け入れ先の市区町村が良く連携・確認を行った上で、申請手続きについては事後に行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない。



(介 32) (FAX 送信 A4・8 枚)

平成 23 年 3 月 18 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司



東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の
取扱いについて及び転入者に係る被保険者資格の認定について (介護関係)

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴い、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについて、および転入者に係る被保険者資格の認定についての事務連絡が、各都道府県の介護保険主管部(局)宛に、別添のとおり発出されましたのでご連絡申し上げます。

介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いにつきましては、今般の対象要件を満たす方々(添付資料「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」2頁～3頁に記載)に対し、当面、5月までの介護サービス分について、5月末日まで支払いを猶予する旨が示されております。

また、転入者に係る被保険者資格の認定につきましては、当該災害発生時において被災市町村の介護保険被保険者であった者が、転入先市町村における被保険者資格認定を受ける際の取り扱いについて示されております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて
(平 23. 3. 17 厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課 事務連絡)
- ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について
(平 23. 3. 17 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年3月17日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第140条の6第1項、同条第3項第1号及び第2号、第145条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第155条の5第1項、同条第3項第1号及び第2号、第182条第1項、第197条第1項並びに第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第20条第1項、第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第135条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第155条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第190条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第206条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第21条第1項、第49条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、第136条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第161号第1項並びに同条第3項第1号及び第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第22条第1項、第52条第1項並びに第76条第1項、指定介護老人福祉施

設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号、第 41 条第 1 項並びに同条第 3 項第 1 号及び第 2 号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号、第 42 条第 1 項、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号、第 42 条第 1 項並びに同条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定により利用料等を受領することを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、

① 岩手県全 34 市町村、宮城県全 35 市町村、福島県福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡樽菜町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町（平成 23 年 3 月 15 日 20 時 30 分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。）

② 長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町（平成 23 年 3 月 12 日 17 時 00 分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。）

に住所を有する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てを行った者であること。

- ・ 当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ・ 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、そ

の者の収入が著しく減少したこと。

2 取扱いの期間

当面、5月までの介護サービス分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。

3 サービス事業所等における介護報酬の請求について

- (1) 1 (2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、住所が1 (1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1 (2)の申し立ての内容を給付費の請求に関する書類等に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」(平成23年3月12日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)を参照のこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

また、各サービス事業所等が猶予した利用料については、各保険者において減免していただくよう老健局より依頼する予定である。

事 務 連 絡
平成23年3月23日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについては、これまで「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により利用料の減免及び猶予についてお示しするとともに、保険者の判断により被保険者の利用料の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いしているところです。

このたび、あらためて下記のとおり対象者の範囲を拡大することとしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

- 1 原子力災害対策特別措置法による退避者について
被保険者が、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため退避を行っている旨の申し立てを行った場合でも、同様に扱うものであること。
ただし、5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。
- 2 サービス事業所等における介護報酬の請求について
1に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。